

「ニッポン一億総活躍プラン」フォローアップ会合・  
働き方改革フォローアップ会合 合同会合提出資料

東京大学 水町勇一郎

## 1 非正規雇用労働者の待遇改善について

「働き方改革実行計画」および働き方改革関連法案の国会での審議状況を踏まえて、2018（平成 30）年 12 月 28 日、「同一労働同一賃金ガイドライン」が正式に告示された。

このような動きを受けて、改正法の施行前から、短時間・有期雇用労働者への諸手当・福利厚生を支給だけでなく、基本給や賞与についても待遇改善を行い、短時間・有期雇用労働者も含めた賃金の引上げと労働生産性の向上によって、職場環境の改善と企業の持続的な発展を図ろうとする前向きな取組みがみられはじめている。この取組みは、本改革に対する労使の正確な理解と企業をサポートする社会保険労務士の方々の先進的な研究・助言等によるものである。しかし、この先進的な動きはなお東京など都市部を中心にみられるにとどまっており、そのノウハウは、政府が行っている「働き方改革推進支援センター」による相談支援等によっても地方の中小企業等に行きわたるには至っていない。

今回の正規・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の解消は、横並びの「既製服（レディメイド）」型の対応で実現できるものではなく、それぞれの企業の実態やその将来に向けたミッションに応じた「オーダーメイド」型の対応を必要とするものである。

改正法の施行に向けて、企業の現場への支援が既定の情報の提供や助成金の支給といった形式的なものに終始しないようにし、先進的なノウハウを吸収してその伝播を図りながら、個別の企業の実態に沿ったきめの細かいサポートができるような体制を整えていくことが求められる。

## 2 雇用類似の働き方の法的保護のあり方について

グローバル競争の激化やプラットフォーム・ビジネスの進展のなかで、業務委託やフリーランス等の「非雇用型」、「自営業者」的な労働者——法的には、最低賃金等の労働法規の適用がなく、社会保険料の事業主負担もないとされてきた労働者——が、世界的に増加している。そのなかで、欧米諸国では、プラットフォーム・ワーカー等の法的保護を図る特別法の制定とともに、旧来の工場労働者をモデルとした「労働者」概念そのものを新たな経済実態に適合したものに修正しようとする動きがみられる。

「働き方改革実行計画」は、この問題について、「非雇用型テレワークを始め

とする雇用類似の働き方が拡大している現状に鑑み、その実態を把握し、政府は有識者会議を設置し法的保護の必要性を中長期的課題として検討する」とし、現在、厚生労働省に設置された「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」において検討が進められている。

課題は大きく3つある。

第1に、業務委託やフリーランス等として「非労働者」扱いされている者のなかには客観的な実態として「労働者」に該当する者が少なからず存在している<sup>1</sup>。このような事態は法令違反である。国土交通省の指導の下、建設労働者の社会保険加入が徹底された取組み例などを参考に、「労働者」としての実態をもつ者に労働法・社会保障法が確実に適用され法令遵守が図られるよう、適切な指導と監督を行うことである。

第2に、「労働者」に該当しないプラットフォーム・ワーカーやフリーランサー等に対し、契約条件の明示、契約ルールの明確化、報酬の支払確保・報酬額の適正化、労働安全衛生・労災保険の適用、能力開発支援、ハラスメント対策、紛争解決制度、出産・育児・介護への支援など、その就業実態と法の趣旨に沿った形で適切な法的保護を及ぼすことが考えられる。家内労働者に対する家内労働法の諸規定を参考に、これらの労働者に対しても立法上の措置等を講じることである。

第3に、これらの措置と並んで、工場労働者をモデルに使用者からの指揮命令（人的従属性）を主たる基準として形作られてきた旧来の「労働者」概念を、社会経済のフラット化・プラットフォーム化といった新たな社会実態に適合できるものに整理し直すことである。労働者保護という視点だけでなく、新たな経済モデルのなかで生起するさまざまな形態の働き方が健全に（社会全体としてバランスのとれた形で）発展していくための法的基盤を整備するという観点からも要請される、基本的な作業である。

すぐに手を打つことができる課題はもちろん、基本的な検討を要する「中長期的課題」にも着手し、経済社会の実態に即した法的インフラを整備していくことが、日本でも緊要である。

以上

---

<sup>1</sup> 裁判例として、例えば、スター芸能企画事件・東京地判平成6・9・8判時1536号61頁、新宿労基署長（映画撮影技師）事件・東京高判平成14・7・11労判832号10頁、J社ほか1社事件・東京地判平成25・3・8労判1075号77頁、元アイドルほか（グループB）事件・東京地判平成28・7・7労判1148号69頁など参照。